

こども・子育て支援会議 教育・保育部会

1. 昨年度までの開催状況

- ・第1回 平成26年3月11日(金)
部会長の選出及び部会の運営、量の見込みについて
- ・第2回 平成26年4月28日(月)
大阪府への量の見込みの報告について、本市における認定こども園の方向性について
- ・第3回 平成26年5月22日(木)
新制度への移行にかかる課題について、行政区別教育・保育ニーズにかかる量の見込みについて
- ・第4回 平成26年6月24日(火)
子ども・子育て支援新制度について、教育・保育部会の設置期間の延長について
- ・第5回 平成26年7月31日(木)
子ども・子育て支援新制度について、大阪市子ども・子育て支援計画(仮称)について
- ・第6回 平成26年9月8日(火)
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、子ども・子育て支援新制度について

2. 平成27年度開催状況

- ・平成27年度第1回 平成27年8月6日(木)
 - 1 子ども・子育て支援新制度の開始状況について
 - (1) 教育・保育施設等の状況について
 - (2) 新制度への移行に関する意向調査について
 - (3) 新制度の広報・周知について
 - 2 こども・子育て支援計画の事業計画のうち、教育・保育の実施状況の点検及び評価について
 - 3 認可・確認部会の開催状況、及びこども・子育て支援会議運営要綱の改正について
 - 4 その他
 - ・大阪市の保育所入所待機児童数(平成27年4月1日現在)について
 - ・保育施設・事業利用にかかる利用調整結果通知時期の前倒しに関する検討状況について

こども・子育て支援会議 放課後事業部会

平成 26 年度開催状況

- ・平成 26 年度第 1 回 平成 26 年 5 月 23 日（金）
 - 1 部会長の選出等について
 - 2 こども・子育て支援会議 放課後事業部会について
 - 3 児童いきいき放課後事業受託業者の運営状況及び平成 27 年度以降の公募について
 - 4 子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況及び対象児童の要件について
 - 5 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について
 - 6 放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準について

- ・平成 26 年度第 2 回 平成 27 年 3 月 26 日（木）
 - 1 平成 27 年度の「児童いきいき放課後事業」及び「留守家庭児童対策事業」予算について
 - 2 「児童いきいき放課後事業」の平成 27 年度以降の事業受託予定者について
 - 3 大阪市こども・子育て支援事業計画における放課後施策について
 - 4 子ども・子育て支援新制度の開始による放課後児童健全育成事業の変更点等について
 - 5 今後の放課後施策のあり方について

こども子育て支援会議 認可・確認部会

1 平成 26 年度開催状況

(1) 第 1 回 平成 26 年 12 月 10 日 (水)

部会長の選出、部会運営規定、今後の部会における検討方法等について (個別審査等なし)

(2) 第 2 回 平成 27 年 1 月 29 日 (木)

平成 27 年 4 月 1 日付けの認可・確認申請について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

幼保連携型認定こども園の認可申請 16 件について審査検討。全件を了承。

地域型保育事業の確認申請 96 件について審査検討。全件を了承。

(注)本部会開催後、1 件の認可・確認申請の取下げがあった。

(3) 第 3 回 平成 27 年 3 月 19 日 (木)

新制度対象施設・事業所の利用定員等について報告。

平成 27 年 4 月 1 日付けの確認申請について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の確認申請 26 件について審査検討。全件を了承。

保育所の確認申請 21 件について審査検討。全件を了承。

参考

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会について

(役割) 保育所及び家庭的保育事業等 (地域型保育事業) の認可に際して意見を述べる。

(平成 26 年度開催状況)

第 1 回 平成 26 年 12 月 9 日 (火)

部会長選出、部会運営規定、今後の部会における検討方法等について

(個別審査なし)

第 2 回 平成 27 年 1 月 28 日 (水)

本市が認可しようとする家庭的保育事業等 (地域型保育事業) 96 件について審査検討。

うち 3 件について、申請者の経済的基盤に関して、市として再度十分な審査が必要との意見。

この意見を踏まえ、本市として再度審査等を行い、平成 27 年 4 月認可は 94 件。

第 3 回 平成 27 年 3 月 9 日 (月)

平成 27 年 4 月 1 日付けの保育所の認可申請 21 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

全件了承。

2 平成 27 年度開催状況（第 1 部会）

- (1) 全体会 平成 27 年 4 月 10 日（金）
選定を行うための小委員会の設置等について（個別審査等なし）
- (2) 第 1 回 平成 27 年 7 月 23 日（木）
平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。了承。
- (3) 第 2 回 平成 27 年 8 月 31 日（月）
平成 27 年 9 月 1 日付けの地域型保育事業の確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- (4) 第 3 回 平成 27 年 9 月 18 日（金）
平成 27 年 10 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件及び地域型保育事業の確認申請 2 件について審査検討。全件を了承。

参考

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会

（平成 27 年度開催状況）

- 全体会 平成 27 年 5 月 15 日（金）
公募案件の概要説明、小会議の設置等について（個別審査等なし）
- 第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日（金）
平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。了承。
- 第 2 回 平成 27 年 8 月 31 日（月）
平成 27 年 9 月 1 日付けの小規模保育事業認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。
- 第 3 回 平成 27 年 9 月 14 日（月）
平成 27 年 10 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件及び小規模保育事業認可申請 2 件について審査検討。全件を了承。

3 「こども・子育て支援会議 運営要綱」改定

平成 27 年 4 月 10 日開催の認可・確認部会全体会等において、以下の点について了承いただいた。

- ・ 選定も所掌事務として位置づける。
- ・ 現在の 6 委員のほか 4 委員に当部会委員として委嘱
- ・ 小委員会方式で選定を実施

その後、保育事業認可部会が、選定について部会方式としたことから、本部会も選定について小委員会方式を変更して部会方式とすることを盛り込むことを目的に「こども・子育て支援会議 運営要綱」（別紙）を改定。

参考

社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会（保育所、小規模保育事業等の認可に関する意見聴取）も本部会と同様、部会に選定事務を追加し、第 1～第 9 部会を設置した。

こども・子育て支援会議 運営要綱（改正前）

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事 こと
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事 こと及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する こと
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認 に関する事 こと 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進 に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保 連携型認定こども園の認可等に関する事 こと

こども・子育て支援会議 運営要綱【改正後】

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事
第1部会	上記、及びの所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見聴取に関する事
第2部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
第3部会	上記の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事